

「ながらスマホ」で 罰金10万円!?

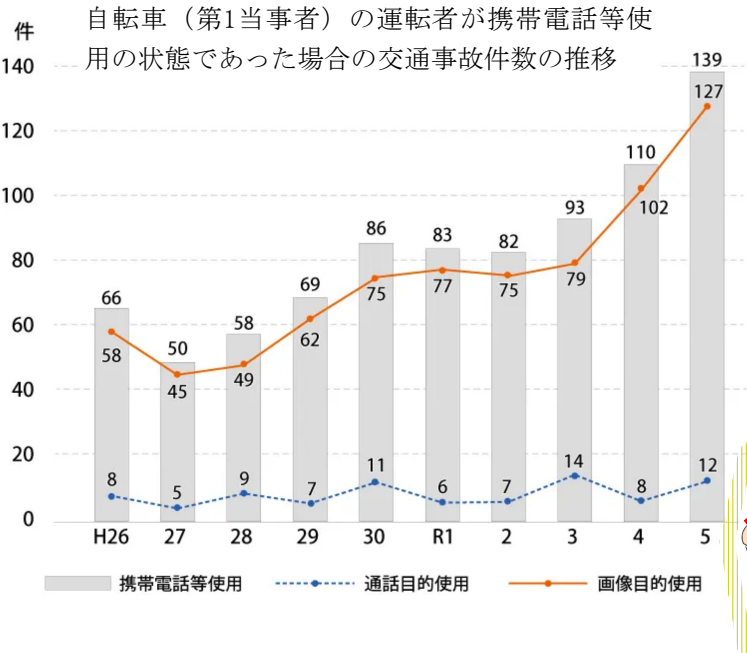
〜令和の自転車新常識〜

令和6年11月から、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされる。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認しておこう。

令和6年11月から、停止している間を除いて、自転車運転中にスマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化される。なお、



スマホを手で持つて画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することとも禁止される。現行の罰則内容では、違反しても5万円以下の罰金を支払うだけだった。しかし、11月からは、自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金に課せられることになる。さらに、自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が課せられてしまう。しかし、これからは「ながらスマホ」が厳罰化されてしまうので、自分の将来のために十分に注意してほしい。



▲警察庁「交通事故統計」から政府広報室作成のグラフ

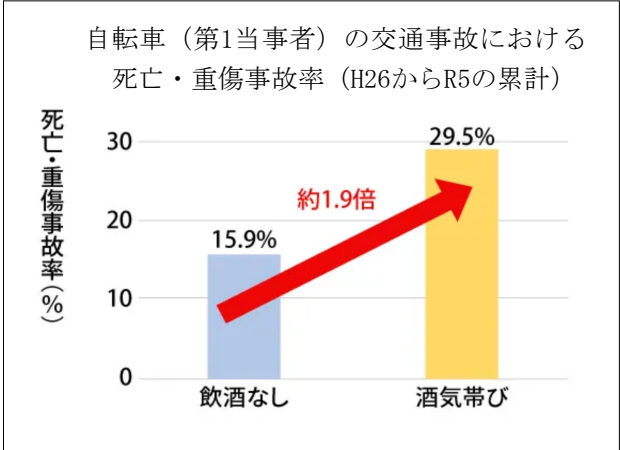
	違法行為	罰則
現行の道路交通法	自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合	5万円以下の罰金
改正後（11月以降）	自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合	6か月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金
	自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合	1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

<https://www.gov-online.go.jp/article/202410/entry-6604.html>



政 府 公 報
2024年10月29日
11月1日より
強化される
罰則の対象に
なります！
「ながらスマホ」
による事故
の危険が
増大する
可能性があります

出典



▲警察庁「交通事故統計」から政府広報室作成グラフ